

「地方農政局中間技術検査実施要領・実施細則」について

中間技術検査を取り入れる必要性とその根拠

今回新たに取り入れる中間技術検査は「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等に基づき実施するものである。

一方、従来行われてきた検査（完成、既済部分）は、契約により受ける給付の完了の確認のために行う検査であり「会計法令等」に基づき実施するものである。

したがって、中間技術検査要領は、「地方農政局請負契約等検査要領」とは別に定めるものとする。

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年4月1日法律第18号）[抜粋]

第6条（発注者の責務）

公共工事の発注者（以下「発注者」という。）は、基本理念にのっとり、その発注に係る公共工事の品質が確保されるよう、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を適切に実施しなければならない。

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（平成17年8月26日閣議決定）[抜粋]

第2第5項 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項

公共工事の品質が確保されるよう、発注者は、監督及び給付の完了の確認を行うための検査並びに適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資するために必要な技術的な検査（以下「技術検査」という。）を行うとともに、工事成績評定を適切に行うために必要な要領や技術基準を策定するものとする。

- 中 略 -

技術検査については、工事の施工状況の確認を充実させ、施工の節目において適切に実施し、施工について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知するとともに、技術検査の結果を工事成績評定に反映させるものとする。

農業農村整備事業工事等の今後の取組方針について（平成17年12月7日付け農村振興局整備部長通知）[抜粋]

の5「工事の監督及び検査並びに施工状況の確認・評価に関する事項」について

工事検査及び工事成績評定は、農業農村整備事業の工事工種の特性を踏まえて行う必要があることから、必要な要領や技術基準について、農業農村整備事業の発注者間で相互利用できるもの等については連携し、標準化を図るものとする。標準化にあたっては、「農業農村整備事業工事等の品質確保に関する協議会（仮称）」（以下「協議会」という。）において検討していくこととする。

また、公共工事の品質確保のため工事途中で必要に応じて行う技術検査については、適用工事の規模、工種等を含め、その実施手続き等について早急に整備するものとする。